一般財団法人 似鳥財団
個人情報保護内部規程

第１章　総則

（目的）

第１条　この規程は、一般財団法人似鳥財団（以下「当財団」という。）が定める個人情報の保護に関する基本方針に従い、個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、事業の適性かつ円滑な運営を図るとともに、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（適用範囲）

第２条　この規程は、当財団の従業者に対して適用する。

第２章　個人情報の取得

（適正な取得）

第３条　個人情報は、偽りその他不正の手段により取得してはならない。

（個人情報の取得の原則）

第４条　個人情報の取得は、当財団が行う事業の範囲内に限り、かつ、あらかじめ利用目的を明確に定め、その目的の達成に必要な限度において行うものとする。

第３章　個人情報の利用及び第三者提供

（利用目的による制限）

第５条　あらかじめ本人の同意を得ないで、当財団が特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を利用してはならない。ただし、次に掲げる場合については、この限りではない。

（１）合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者の事業を承継することに伴って個人情報を取得し、当該承継前の目的達成に必要な範囲内で利用する場合

（２）法令に基づいて個人情報を取り扱う場合

（３）人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

（４）公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

（５）当財団が国の機関又は地方公共団体から委託を受け、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

（利用目的の変更）

第６条　利用目的を変更しようとする場合には、従前の目的と比較して、相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて変更を行ってはならない。

２　利用目的を変更した場合には、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

第４章　個人データの管理

（個人データの正確性の確保）

第７条　個人データは、利用目的の達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の状態で管理するものとする。

（従業者の責務）

第８条　従業者は、当財団の事業に従事するに当たり、情報保護法、この規程、情報保護法コンプライアンス・マニュアルその他個人情報に関する規程を遵守しなければならない。

第５章　保有個人データの公表、開示等

（保有個人データに関する事項の公表等）

第９条　個人情報管理責任者は、保有個人データに関し、次の各号に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて、遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。

（１）当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称

（２）すべての保有個人データの利用目的（取得に際して通知等の例外に当たる場合を除く。）

（３）保有個人データの利用目的の通知、保有個人データの開示、保有個人データの内容の訂正、追加又は削除、保有個人データの利用の停止又は消去、保有個人データの第三者への提供の停止の手続及び保有個人データの利用目的の通知、保有個人データの開示に係る手数料の定め

（４）保有個人データの取扱いに関する苦情及び問い合わせの申出先（個人情報取扱事業者が認定個人情報保護団体に所属している場合は、その団体の名称及び申出先も含む。）

（保有個人データの開示）

第10条　本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示を求められたときは、所定の本人確認手続を経た上で、書面の交付（開示を求めた本人が同意した方法があるときはその方法）により、遅滞なく、本人に当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

（１）本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

（２）当財団の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

（３）他の法令に違反することとなる場合

前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

（利用停止等）

第11条　本人から、当該本人が識別される保有個人データが利用目的の制限に違反するという理由又は不正の手段により取得したものであるという理由に よって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下「利用停止等」という。）を求められた場合であって、その求めに理由があると判明したときは、違反を是正するために必要な限

度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行うものとする。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他利用停止等を行うことが困難な場合は、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるものとする。

２　本人から、当該本人が識別される保有個人データが第三者提供違反であるという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく当該保有個人データの第三者への提供を停止するものとする。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合は、本人の権利利益を保護するために必要なこれに代わるべき措置をとるものとする。

３　第１項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定したときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

第６章　補則

（改廃）

第12条　この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

（補則）

第13条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は代表理事が別に定める。

附　則

この規程は、令和７年４月１日から施行する。